

【事務局の考え方】

諮問書に「子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加」を含めた条例の見直しについて審議いただくようお願いしております。

これまでの委員会において、瑞穂市の将来（未来）を担う子どもたちを見守り、育てていく環境を整備し、市の将来の自治推進に繋げていくとの思いから、あえて、条例の中で明記していくことを確認し、改正内容等を協議した結果、次のとおりの改正（案）となりました。

【案① 基本理念追加型】＋【案② 条建て改正】

①子どもの定義について・・・条文での定義はしない。

- ・民法・・・2022年4月から成年年齢が20歳から18歳へ改正
- ・選挙権・・・満20歳以上から満18歳以上へ改正
- ・国際条約・・・18歳未満を「児童」と定義

②若者の定義について・・・今回の改正には盛り込まない。

- ・学生の参画・・・若者のまちをPR（朝日大学）、県内で一番若いまち

※選挙権を持っている市民という考え方の中で、すでに若者（学生）には、参画する機会を与えられているため、今回の改正においては条文に追加しない。

③子どもの権利保障について・・・含まれているが、あえて条文に「子どもについて」を追記する。

- ・第2条第2号において「市民」の中に含まれる。

※まちづくりに携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方。

④市民（参画）について・・・主語を変更できないか検討したが、そもそも制限（縛り）をかけることが法律（条例）であることから、現状のとおり市の執行機関（行政）を主語とする。

- ・第7章（第15条～17条で定義）：主語は、市の執行機関（行政）

⑤市民（協働）について・・・現状のとおり変更なし。

- ・第7章（第18条で定義）：主語は、市民、市議会及び市の執行機関。

⑥【参加】又は【参画】について・・・【参画】にて統一

- ・条例第2条第4号において、【参画】を定義している。

~~参加・・・すでにあるものに加わる~~

参画・・・事業や政策などの計画段階から関わる

⑦条建てにおける条番号について・・・条文を追加する方式とする。

【案①】 基本理念追加型改正 ※第4条第4号（4）を追加

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

(4) 本市の将来を担う子どもが尊重され、まちづくりに参画する権利が保障されること。

《解説》

第4条では、まちづくりは市民が主権者であることを明記し、そのまちづくりについては各号に掲げる考えが基本理念であることを定めており、

第1号では、市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを進めることを規定

第2号では、まちづくりの主体である市民の人権が尊重され、市民の個性等が発揮されるまちづくりが基本であることを規定

第3号では、まちづくりにおいては、市民の自主性と自立性が担保され、男女共同参画が保障されることを規定

改正案①として、まちづくりの基本理念を謳っている第4条に新たに第4号として「子どもの権利保障」の理念を追加するものです。

現在、瑞穂市の条例において「子ども」という定義は一切なく、第2条第2号の「市民」の定義の中に位置づけされていますが、あえて「子ども」は、特別な存在であることを明確にするため、基本理念を定めている第4条に新たに条文を加えることによりまちづくり基本条例全体に影響をあたえるものとする考え方です。

＜参考＞

第2条第2号

- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。

～解説～

第2号の「市民」とは、まちづくりに携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方から、居住する人（外国籍の市民も含みます。）だけでなく、在学又は在勤する者、事業を営む個人又は法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。

【案②】 条建て改正 ※第16条を新たに追加

(子どもの参画)

第16条 市の執行機関は、子どものまちづくりに参画する機会を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えるよう努めます。

《解説》

まちづくりへの子どもの参画する機会を保障するために、市の執行機関が行うべきことを改めて定めます。子どもの頃からまちづくりに参画し、地域のことを大人と一緒に考えて考えるという経験を通して、今後の瑞穂市を担うべき子どもが「自らのまち」に対する愛着を持った市民へと育つことに繋がるという考えのもと、子どものまちづくりへの参画に関する条文を独立して設けます。

様々な年齢の子どもが参画しやすくなるように、市の執行機関は、参画の方法を多様な形で用意するとともに、休日昼間にイベントや会議を開催することや、費用負担をできるだけ抑えるなど子どもが参画しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

※現行の第16条において「参画の方法」を明記しています。

なお、条文の主語（市の執行機関）については、第7章（第15条～第17条）の参画に関する主語が市の執行機関となっており、また、第15条の派生にて追加する条であるため、「市民」及び「市議会」をあえて除いています。

【改正する際の注意事項】・・・参画の方法について、何か新たに加えることができないか
＜参考＞

(参画の方法)

第17条 市の執行機関は、**第15条第1項及び前条**に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取
- (5) アンケート調査等による意見の聴取
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。